

# 川崎市立久末小学校いじめ防止基本方針

## 1 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価を受けて
- ・夢教育 21 推進事業

### 学校教育目標 『共に笑顔で輝きあう学校をめざして』

- 1 「共に」＝児童一人一人が笑顔で学校生活を送るためには、個人が楽しいだけでなく、友だちに自らかかわり、その笑顔をさらに広げていく。
- 2 「笑顔」＝わかる楽しさ、自分の力を発揮する楽しさ、認められる楽しさ、居場所のある安心感、助け合える仲間がいる安心感など、子どもが笑顔になる場や人間関係をつくりだし、児童が「学校が楽しい」といえる環境作りを行う。
- 3 「輝きあう」＝児童個々の力を発揮し、自ら活動を生み出し、それぞれが自分のよさに自信をもって、仲間と生き生きと学校生活を送れるようにする。

### 学校経営重点方針

- 1 人やものに自らかかわり、その笑顔をさらに広げていく。
- 2 学びに向かう意欲、考え判断し、解決・表現する力を育ていく。
- 3 健康を意識し、健康で過ごせる環境に感謝する気持ちを育てる。
- 4 学校・家庭・地域が協力し、子どもたちをとりまく環境を整える。
- 5 子どもたちの学校生活の充実のために、教職員の研修・研究を進める。

### めざす子ども像

- ◎やくそくを守る子
- ◎思いやりのある子
- ◎根気よく学ぶ子
- ◎たくましい子

### 中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ともに学び合い自ら解決できる力を育む</li> <li>○基礎的な知識や技能を向上させるために、ねばり強く取り組む力を育む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人の個の尊重と相互に理解し、共生の心を育む</li> <li>○命や心の教育の推進を図り、命を大切にすることを育む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主体的な活動の充実及び、地域社会の人々とふるさと久末とともに生きる心を育む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事の様子や児童の取組など、学校からの情報を積極的に配信していく</li> <li>○地域との連携を深める</li> </ul>

### 短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎的な知識技能の習得と定着を図る</li> <li>○学習指導要領を基に人とかかわりを通し思考力・判断力・表現力の育成を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他者を思いやり、自分のよさを大切にする姿勢を育てる</li> <li>○いじめや暴力は絶対に許されないという学校環境の構築を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行委員制度等を活用し、子どもたちに集団への所属感を高めるための活動内容の工夫を行う</li> <li>○地域社会と連携、協同した活動の推進を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校だよりや学校ホームページ等を通しての学校情報配信</li> <li>○地域との関わりを大切に活動を行う</li> </ul>
--	---	--	--

### 重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語活動の充実及び基礎基本の学力定着を図る</li> <li>・計画に沿った指導内容の明確化と評価方法の工夫を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談日等を活用した教育相談の一層の推進を図る</li> <li>・教科内外を問わず善悪を判断する力やいじめは許されないという気持ちを育てる環境づくりを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級、学年、学校行事など学校生活を通しての特別活動の充実を図る</li> <li>・久末の地域をいかしたカリキュラムの編成を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、学年だよりや学校ホームページ等を通して、現在の学校情報配信</li> <li>・PTA や地域との連携強化を図る</li> </ul>
--	--	---	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長（ ）、教頭（ ）、総括教諭（ ）（ ） 教務主任（ ）  
学年主任（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）、  
支援教育コーディネーター（ ）、  
教育相談担当（ ）、養護教諭（ ）  
スクールカウンセラー（ ）（要請による派遣）、  
スクールソーシャルワーカー（ ）（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（ ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）  
1年・・・・・・・・（ ） 2年・・・・・・・・（ ）  
3年・・・・・・・・（ ） 4年・・・・・・・・（ ）  
5年・・・・・・・・（ ） 6年・・・・・・・・（ ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会、生活・美化委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

活 動 内 容		
月	校内いじめ防止対策会議・児童支援部会	職員会議等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の作成</li> <li>・構成員の役割分担作成</li> <li>・年間指導計画作成</li> <li>・いじめに関する報告書の作成について提案</li> <li>・学年初めのいじめ対策指導 児童への学級指導 懇談会で保護者への方針説明</li> <li>・道徳教育での取り組みについて</li> <li>・教育相談（保護者・児童）について確認</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取り組み 内容検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担確認</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめに関する報告書の作成について理解</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法 についての研修（児童支援ハンドブック）</li> <li>・道徳教育での取り組みについて提案</li> <li>・教育相談のお知らせ配布</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組に ついて確認</li> <li>・効果測定①実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内 容検討</li> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・効果測定 学年情報交換会実施</li> <li>・教師いじめ認識度チェック表の実施</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・【児童生徒指導点検強化月間】の取り組み</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施 集約</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケートの結果を受けての対応 の検討</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケートの結果を受けての対応</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・効果測定②実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめ防止対策に関する研修会</li> <li>・効果測定 学年情報交換会実施</li> </ul>

9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期のいじめ発生状況の報告と後期の具体的な取り組みについて検討</li> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の状況確認と後期の具体的な取り組みについて確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・教育相談（児童）について確認</li> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談のお知らせ配布</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施 集約</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケートの結果を受けての対応</li> <li>・いじめ防止標語の募集（生活委員会との連携）</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・効果測定③実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケートの結果を受けての対応の検討</li> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・効果測定 学年情報交換会実施</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の反省を生かし、学校評価へ反映させる</li> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> <li>・【学校体制振り返り月間】の取り組み</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の共通理解</li> <li>・今後の方針についての確認</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主的な取組み

#### [自主的な企画・運営]

- ・代表委員会で目標をたて、それに向かって、学校行事や特別活動に取り組む
- ・子ども自らが、意識して取り組めるような「生活のめあて」の工夫をする  
また、生活のめあての啓発を生活委員会が工夫して取り組むようにする
- ・久末スタンダード（学校のきまり）を生活委員・代表委員で連携して見直し、ルールがある意味を考え、気持ちよく学校生活が送れるようにする姿勢を育てる

#### [交流活動の活性化]

- ・ニコニコ交流（異学年交流） 交流集会・交流給食
- ・幼小中連携活動（幼稚園・保育園と1年生との交流、中学生との交流）
- ・地域の人材を生かした体験学習
- ・キャリア教育 →福祉施設との交流、保育園・幼稚園との交流等

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・道徳教育の全体計画の作成と実施
- ・かわさき共生＊共育プログラムの計画との関連を図った、道徳教育の実施
- ・人権教育・かわさき共生＊共育プログラム・道徳などの授業を保護者や地域に公開することで、保護者や地域との共通理解を図っていく

### 保護者（PTA 活動） ・ 地域での取り組み

- ・地域行事での交流活動（ふれあいバザー・夏祭り・ふるさとまつり・どんど焼き）
- ・地域での見守り活動